

◇大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 軽自動車税の種別割の減免措置の適用期限を延長することにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(財政局税務部管理課)